

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則 及び一般廃棄物処理業許可基準要綱 改正の概要

1 趣旨

横浜市が許可を発出している一般廃棄物処理業者が、横浜市内で廃棄物の処理を行う際の必要な手続きを、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（以下、「規則」という。）、及び一般廃棄物処理業許可基準要綱（以下、「要綱」という。）に定めています。

このたび、規則に基づく一般廃棄物収集運搬業者が車両変更を行う際の事務手続きの簡略化、及び運用基準（改正後要綱に統合）に基づく一般廃棄物収集運搬業（浄化槽）の車両基準の見直しを行います

2 改正の概要

(1) 収集運搬車両の変更手続きの簡略化

現在、規則の規定により、収集運搬車両の変更は、車体の形状変更及び増車の場合、申出制となっているところ、改正後は届出制に改め、提出書類の削減、手続きの短縮を図ります。

(2) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽）の車両基準の見直し

車両の変更に伴う、最大積載量の増加及び増車に関する要件を緩和します。

(3) (1)、(2)に伴う様式等の整理

記載事項の見直し：

<規則> 第18号様式、一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証、
第23号様式

<要綱> 別紙1 車両表示仕様書、別紙2 横浜市一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）許可事務運用基準、様式1の3 事業計画書（浄化槽汚泥等）、様式3、様式6、様式7の1、様式7の2、様式9、様式10の1、様式10の2、様式11、様式12、様式13、様式14、様式15の1、様式15の2 変更不承認通知書、様式18、様式19、様式21

削除：

<要綱> 様式15

3 その他

(1) 具体的な改正案は、別添改正案及び新旧対照表を御参照ください。

(2) この改正案は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正又は見直しを行う場合があります。